

令和 5 年 第 3 回 臨時 会

# 松 崎 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 5 月 1 日 開 会

令 和 5 年 5 月 1 日 閉 会

松 崎 町 議 会



◎第1号（5月1日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
町長あいさつ	3
教育長以下管理職職員自己紹介	4
臨時議長紹介	5
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	6
仮議席の指定	6
議長の選挙について	6
議席の指定について	8
会議録署名議員の指名について	9
会期の決定について	9
副議長の選挙について	10
常任委員会委員の選任について	12
議会運営委員会委員の選任について	12
常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について	13
議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について	13
西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について	14
下田地区消防組合議会議員の選挙について	15
一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について	16
南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について	16
議案第37号の上程、説明、採決	18
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	19

議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	31
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	32
閉会の宣告	32
署名議員	33

令和5年第3回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年5月1日（月）午前9時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第10 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第11 選挙第3号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第4号 下田地区消防組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第6号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第37号 監査委員の選任について
- 日程第16 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

---

出席議員（8名）

1番 藤井昭一君

2番 菜野良枝君

3番 高橋良延君

5番 田中道源君

6番 小林克己君

7番 高柳孝博君

8番 藤井要君

9番 深澤守君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
教育長	平馬誠二君	総務課長 兼防災監	齋藤聡君
企画観光課長	八木保久君	窓口税務課長	糸川成人君
健康福祉課長	鈴木悟君	生活環境課長	高橋和彦君
産業建設課長	鈴木清文君	会計管理者	船津直樹君
教育委員会 教務局長	松本利之君	総務課長補佐 兼財政係長	菊池貴幸君
窓口税務課長 補佐	土田克之君	健康福祉課長 兼年金係長	深澤清香君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大場千徳	書記	飯田聖
--------	------	----	-----

---

開会 午前 9時00分

◎町長あいさつ

○議会事務局長（大場千徳君） 皆さんおはようございます。

今日、初めての議会でございますので、開会前に日程表に記載したとおり、町長の挨拶と、副町長以下、管理職職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に、町長の挨拶をお願いいたします。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに、令和5年第3回臨時議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、先出っの4月23日に挙行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の支援を得て当選なされたことに対しまして、心からお祝い申し上げます。

私どもといたしましても、住民の安全な暮らしや福祉政策など、様々な事業を推進していくために、渾身の努力を続けて参る所存でございます。

ただ、当局だけではなく、地域の方々の代表である皆様方とともに、これから進めていく必要があると思っております。

議員各位の皆様方におかれましては、何かとご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。

ただ、共にまちを良くするという目標に向かって、手を携えて歩んで参りたいと思っております。

さて、人口減少や、少子高齢化に伴います当町の人口も、実は本年の3月末時点で6000人を割り込みまして、もう5000人台となっております。

先日も、新しい人口の推計が発表されましたところですが、急激な人口減少については、今、止める手だてが、非常に難しい時代にはなっております。

そうした中で、人口減少社会の、新しいデザインを皆で考えていかなければなりません。

ぜひ、皆様方のお力添えをいただきながら、共にこの地域を持続可能な地域として未来に残して参りたいと思っております。

こうした中において、昨年度、松崎町では第6次総合計画を策定しまして、今後10年間で

まちの目指す方向を、将来像として、「ここでは誇り高く穏やかに、豊かに生きられる」とさせていただきました。

急激な社会変容が進んでいる中で、この地方の町を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

担い手の不足や、人の力の担い手の不足、そういったものを踏まえた上で、この地域を持続可能につなげていくためには、お互いがしっかりと手を携え助け合い、コンパッションタウンとして、誰一人取り残さないまちづくりを進めていく必要があります。

今年度私が掲げる町政運営の5本の柱は、「命を守る防災」、「安心して最後まで暮らせるコミュニティ」、新たな考え方や技術を取り入れる、いわゆる「イノベーションによる新しい産業の振興」、「土地の恵み、豊かさ、誇りを大切に受け継ぐ」、「子供から大人まで学び、育ち合う」、そういったこととございます。

このようなものを中心にした事業を展開することによりまして、町民の皆様が、この町に誇りを持ち、次世代につなげられるよう、持続可能なまちづくりを進めて参る所存でございます。

本日は、ここに清新潑瀾たる議員各位をお迎えできましたことは、事業遂行上非常な力強さを覚え、誠に感激に耐えません。

どうか議員各位におかれましては、ますますご健勝で、ご活躍くださいますようご祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（大場千徳君） ありがとうございます。

（午前 9時05分）

---

#### ◎教育長以下管理職職員自己紹介

○議会事務局長（大場千徳君） 続きまして、副町長以下、管理職職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、副町長以下、管理職職員については、自席で起立し自己紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（大場千徳君） 副町長、お願いいたします。

○副町長（木村仁君） 副町長の木村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（平馬誠二君） 教育長の平馬誠二と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（齋藤聡君） 総務課長の齋藤と申します。よろしく願いいたします。

○企画観光課長（八木保久君） 企画観光課長の八木と申します。よろしくお願ひいたします。

○会計管理者（船津直樹君） 会計管理者の船津と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 教育委員会事務局長の松本でございます。よろしくお願ひいたします。

○窓口税務課長（糸川成人君） 窓口税務課長の糸川でございます。よろしくお願ひいたします。

○産業建設課長（鈴木清文君） 産業建設課長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課長（鈴木悟君） 健康福祉課長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○生活環境課長（高橋和彦君） 生活環境課長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（大場千徳君） 議会事務局長の大場と申します。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、挨拶並びに自己紹介を終わります。

ここで、当局の皆さんには退席をお願いしたいと思います。

（当局退場）

○議会事務局長（大場千徳君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会となります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、高柳孝博議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

高柳孝博議員、議長席までお願ひいたします。

（高柳議員 議長席へ着席）

---

### ◎臨時議長紹介

○臨時議長（高柳孝博君） ただいまご紹介いただきました高柳孝博でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（高柳孝博君） ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年松崎町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（高柳孝博君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

### ◎議長の選挙について

○臨時議長（高柳孝博君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票と指名推選の2通りありますが、慣例によりまして、投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高柳孝博君） ただいまの出席議員は8名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に田中道源君、及び小林克己君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高柳孝博君） 異議なしと認めます。よって、立会人に田中道源君、小林克己君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高柳孝博君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(高柳孝博君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(高柳孝博君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼いたします。

○議会議務局長(大場千徳君) それでは、点呼いたします。

1番 藤井昭一議員。

2番 菜野良枝議員。

3番 高橋良延議員。

5番 田中道源議員。

6番 小林克己議員。

7番 高柳孝博議員。

8番 藤井 要議員。

9番 深澤 守議員。

○臨時議長(高柳孝博君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(高柳孝博君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

田中道源君、小林克己君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長(高柳孝博君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票8票、有効投票中、深澤守君4票、高柳孝博君2票、田中道源君1票、小林克己君1票でございます。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、深澤守君が議長に当選されました。

会場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(高柳孝博君) ただいま議長に当選された深澤守君が議場におられます。

会議規則規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人、深澤守君。

当選した深澤守君が議場におられますので、議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

当選人は演壇へどうぞ。

(当選人 深澤守君登壇)

○9番(深澤 守君) 謹んでお受けいたします。

これから松崎町の議会を、町民の皆様の期待に応えられるように一生懸命運営して参ります。そのためにも、皆様の協力は必要ですので、何卒よろしく願いいたします。

甚だ簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○臨時議長(高柳孝博君) 議長が決まりましたので、深澤守議長、議長席にお着きください。

長時間にわたり議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時23分

○議長(深澤 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入る前に申し上げます。

議場内で上着をとることを許可します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

---

### ◎日程第3 議席の指定について

○議長(深澤 守君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

議員諸君の氏名と議席番号を事務局長に朗読いたさせます。

○議会議務局長（大場千徳君） 朗読いたします。

1 番 藤井昭一議員。

2 番 菜野良枝議員。

3 番 高橋良延議員。

5 番 田中道源議員。

6 番 小林克己議員。

7 番 高柳孝博議員。

8 番 藤井 要議員。

9 番 深澤 守議員。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） ただいま朗読した通り、議席を指定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（深澤 守君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 藤井 昭一君、  
2番 菜野 良枝君、補欠 3番 高橋 良延君を指名いたします。

---

#### ◎日程第5 会期の決定について

○議長（深澤 守君） 日程第5、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

---

◎日程第6 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長(深澤 守君) 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の2通りありますが、慣例によりまして、投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(深澤 守君) 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(深澤 守君) ただいまの出席議員は8名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、田中道源君及び小林克己君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(深澤 守君) 異議なしと認めます。

よって立会人に田中道源君、小林克己君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配付)

○議長(深澤 守君) 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(深澤 守君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて、順次投票を行います。

○議会事務局長(大場千徳君) それでは点呼いたします。

1番 藤井昭一議員。

2番 菜野良枝議員。

3番 高橋良延議員。

5番 田中道源議員。

6番 小林克己議員。

7番 高柳孝博議員。

8番 藤井 要議員。

9番 深澤 守議員。

○議長(深澤 守君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

田中道源君、小林克己君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(深澤 守君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、有効投票8票、無効投票0票、有効投票中 田中道源君6票、小林勝克己君1票、高柳孝博君1票。

以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、田中道源君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(深澤 守君) ただいま副議長に当選された田中道源君が、議場におられます。

会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をします。

当選人、田中道源君。

当選人、田中道源君が議場におられますので、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

当選人は、演壇へどうぞ。

(当選人 田中道源君登壇)

○5番(田中道源君) 副議長の職を謹んでお受けさせていただきたいと思いをします。

この職を全うできますよう、精進して参りたいと思いをします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(深澤 守君) 暫時休憩をします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前11時00分

○議長(深澤 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長(深澤 守君) 日程第7、常任委員会委員の選任について件を議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布した名簿の通り、総務常任委員会委員に、藤井昭一君、菜野良枝君、高橋良延君、田中道源君、小林克己君、高柳孝博君、藤井要君、深澤守君をそれぞれ指名いたしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員は、お手元に配布した名簿の通り選任することに決しました。

---

#### ◎日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（深澤 守君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、菜野良枝君、田中道源君、小林克己君、高柳孝博君、藤井要君をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩します。11時10分に再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に提出された、常任委員会の閉会中の所管事務調査の申し出等の取り扱いについて、議会運営委員会で協議の結果、本日の議事日程に追加することといたしました。

変更後の議事日程等は、お手元に配付したとおりであります。

---

◎日程第9 常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（深澤 守君） 日程第9、常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

常任委員会で互選の結果、総務常任委員会委員長に藤井要君、副委員長に小林克己君が、当選されましたので、報告いたします。

---

◎日程第10 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（深澤 守君） 日程第10、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

議会運営委員会において互選の結果、委員長に藤井要君、副委員長に小林克己君が、当選されましたので報告いたします。

---

◎日程第11 選挙第3号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

○議長（深澤 守君） 日程第11、選挙第3号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

西豆衛生プラント組合議会議員に、田中道源君、小林克己君、藤井要君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、田中道源君、小林克己君、藤井要君を、西豆衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、田中道源君、小林克己君、藤井要君が、西豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、田中道源君、小林克己君、藤井要君が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

当選人、田中道源君、小林克己君、藤井要君。

---

◎日程第12 選挙第4号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

○議長（深澤 守君） 日程第12、選挙第4号 下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

下田地区消防組合議会議員に、菜野良枝君、小林克己君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、菜野良枝君、小林克己君を、下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、菜野良枝君、小林克己君が、下田地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、菜野良枝君、小林克己君が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

当選人、菜野良枝君、小林克己君。

---

◎日程第13 選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

○議長（深澤 守君） 日程第13、選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、藤井昭一君、深沢守君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、藤井昭一君、深沢守君を、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、藤井昭一君、深沢守君が、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、藤井昭一君、深沢守君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

当選人、藤井昭一君、深沢守君。

---

◎日程第14 選挙第6号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について

○議長（深澤 守君） 日程第14、選挙第6号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

南伊豆地域清掃施設組合議会議員に、高橋良延君、高柳孝博君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、高橋良延君、高柳孝博君を、南伊豆地域清掃施設組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、高橋良延君、高柳孝博君が、南伊豆地域清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、高橋良延君、高柳孝博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

当選人、高橋良延君、高柳孝博君。

暫時休憩します。執行部が入るために、そちらの方でお待ちください。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第15 議案第37号 監査委員の選任について

○議長（深澤 守君） 日程第15、議案第37号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林克己君の退席を求めます。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（大場千徳君） 朗読いたします。

議案第37号 監査委員の選任について。

下記のことを監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

住所、静岡県賀茂郡松崎町伏倉408番地の1。

氏名、小林克己。

昭和42年3月31日生まれ。

令和5年5月1日提出。

松崎町長、深澤準弥。

提案理由、委員のうちから選任された監査委員、土屋清武氏が令和5年4月20日をもって任期満了のため。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第37号 監査委員の選任についてでございます。

詳細は担当課長から説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号は、議員のうちから選任された監査委員、土屋清武氏が令和5年4月20日をもって任期満了となったため、新たに松崎町伏倉408番地の1、小林克己議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

是非ともご同意いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） お諮りします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、直ちに採決を行います。

これより、議案第37号 監査委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は挙手による方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、採決は挙手による方法で行います。

これより、議案第37号 監査委員の選任についての件を、挙手により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

小林克己議員は議場にお戻りください。

---

◎日程第16 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）

○議長（深澤 守君） 日程第16、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） それでは、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）について説明をさせていただきます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として4月1日に施行されることに基づき、松崎町税条例の一部を改正する条例を3月31日に公布、4月1日に施行することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。その内容について同条第3項の規定に基づき報告させていただき、ご承認をお願いするものでございます。

お配りした資料でございますが、議案をめぐっていただいて2枚目が3月31日の専決処分書でございます。

さらにめぐっていただいて、3枚目からが松崎町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

改正文が1ページから6ページまでございまして、その次に、議案資料その1として、新旧対照表が1ページから17ページまであります。

最後に、議案資料その2として、改正概要が1ページから3ページまでございます。改正文により、既存の松崎町税条例を改めるものでございますが、資料1の新旧対照表において、左側に現行条例、右側に今回の改正案をお示しし、改正箇所をアンダーラインでお示してありますので、新旧を比較してご覧ください。なお、この改正文及び新旧対照表につきましては、総務省自治税務局において例を示しており、今回の改正もこの例示に倣ったものでございますので、改正文及び新旧対照表による説明は割愛させていただき、主な改正点について、改正概要により説明をさせていただきます。

資料の後ろから2枚目の、議案第38号資料その2の松崎町税料税条例の一部を改正する条例改正概要をご覧ください。松崎町税条例の一部を改正する条例改正概要でございます。

まず1、個人住民税関係についてでございますが、主なものとして、令和6年1月1日から森林環境税の導入に係る部分が施行されることに伴い、改正される分でございます。①森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）により、政令第488条の9の3が改正されたことに伴い、配当割額または株式譲渡所得額の控除に森林環境税を追加する改正となります。第30条の9第2項にかかる分でございます。②森林環境税の賦課徴収方法について規定する改正等でございます。町民税の均等割に賦課し徴収することを追加したものでございます。第38条第1項及び第3項にかかる分でございます。③の納

税通知書に記載すべき納付書に森林環境税額を追加する改正等、第41条にかかる分でございます。④特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む旨を規定する改正等でございます。第40条第1項から第3項、第5項、第6項にかかる分でございます。⑤特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改訂等でございます。第47条の2第1項第2項にかかる分でございます。いずれも令和6年1月1日から施行することとなります。森林環境税及び森林環境譲与税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されたことを踏まえ、令和6年度の円滑な課税開始に向けて、制度の周知や課税のためのシステム改修を進めていくこととなります。なお、広報及び課税のためのシステム改修に要する経費については、令和5年度において、普通交付税の措置が講ずることとしております。また、「森林環境税の税率は1000円とする」と、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条で定められております。国内に住所を有する個人に対して課せられる国税となり、賦課徴収は市町村となっております。個人住民税と併せて徴収されることとなっております。

2番、軽自動車税関係についてでございます。規則の改正に合わせた種別割の税率改正ということで、①ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外しました。除外した結果、三輪の特定小型原付は、条例第38条第1項第1号イに該当する、申し訳ございません。ここでイに該当するとしておりますが、申し訳ございません、アに該当するの誤りでございました。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

条例第82条第1号アに該当するというところでございます。こちらの方は第82条第1号にかかる分でございます。令和5年7月1日から施行されることとなっております。

2ページをお願いします。

②番、環境性能割の税率区分の見直しということで、別紙の通りということで、3ページの別紙をご覧ください。別紙ということで、自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しについてでございます。令和5年から令和7年度にかけての環境性能割については、新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、税率区分を令和5年12月まで現行区分を据え置き、その後、2035年の乗用車の新車の販売を電動車100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準度を3年間で段階的に引き上げることとしています。

表中ですが、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車は非課税としています。また、

令和5年12月までは、燃費基準75%達成で非課税、60%達成で税率1%。令和6年1月から令和7年3月までは、燃費基準80%達成で非課税、70%達成で1%。令和7年4月から令和8年3月までは、燃費基準80%達成で非課税、75%達成で1%となっています。上記以外、または2020年度燃費基準未達成の場合は、税率は2%となります。令和5年4月1日から施行されることとなっております。

2ページの方に戻っていただきまして、③番。種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しについて、環境性能割の税率区分の、次回の見直し期限等も勘案し、3年延長するとともに、営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化していることとなっております。付則第16条にかかる部分で、令和5年4月1日からの施行となります。④道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等に係る税率を2000円とし、同法附則第1条第3号に定める日の属する年度の翌年度（同法の施行日が4月1日の場合は同年度）分以後の軽自動車種別割について適用することとしています。第82条第1項の関係でかかる部分でございまして、令和5年7月1日施行となっております。⑤番。自動車メーカーの不正行為に起因し、自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合における、当該自動車メーカーが納付すべき自動車環境性能割の額は、当該納付不足額に現行10%だったところを35%に引き上げて、乗じて計算した金額を加算した金額としています。附則第16条の2第3項に、及び、ちょっと記載されておりませんが附則第15条の2第4項にかかる部分でございまして、令和6年1月1日から施行することとなっております。これにより税制上の再発防止策を強化しているところでございます。

次に3、固定資産税関係についてでございますが、（1）法規定の新設に合わせた新設ということで、①マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する、管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模な修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の固定資産税について、軽減措置のわがまち特例の割合3分の1を定める割合に相当する金額を減額する措置でございまして、附則第10条の2第27項にかかる分で、令和5年4月1日から施行となります。②大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定について定められているのが、附則第10条の3第12項で、令和5年4月1日からの施行となります。

その他、基となる地方税法の法律改正に合わせて条例の項ずれが生じた部分の修正をする

ための改正ということで、附則第10条の2にかかる分で、令和5年4月1日から施行となっております。

資料による説明は以上でございますが、このほか参照している地方税法の改正に合わせて改正したものや、様式を変更したもの、行ずれが生じたものなど、それらを改正をしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（深澤 守君） 3番、高橋君。

○3番（高橋良延君） すいません。本議案については、地方税法の改正によるもので、特に異論はございませんが、この改正によって町民の皆さんが受ける影響、また、町が受ける影響を簡潔に答えていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 住民税につきましては、森林環境税というのが新たに設けられるということになりますけども、今現在は、その代わりに東日本大震災における復興特別税というのが同額の1000円が賦課されております。それが令和5年度までということで、6年度からは特別税に変わって、森林環境税が同額の1000円ということで、金額的には住民税の金額というのは変わらないというようなことになっております。

あと、軽自動車税につきましては、新たにキックボード等の税率を作るというところがございますので、そちらについては、よく観光用で使われてる方なんかもいますけども、今のところ町内ではそういう情報は入ってきておりませんが、そういった場合には賦課されるというような形になっていきます。

あと、固定資産税の特定マンションの関係につきましても、町内そういう計画を立ててるところはございませんので、そこのこちらの方も特に影響はないかなと思っております。

○議長（深澤 守君） 他にございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町税条例の一部を改正する条例)の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

---

◎日程第17 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(深澤 守君) 日程第17、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(鈴木 悟君) それでは議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について説明をさせていただきます。

この件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処

分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書をご覧ください。

下段に理由が記載されておりますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるため、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、第20条第1項第2号中28万5000円を29万円に改め、同項第3号中52万円を53万5000円に改めるものでございます。変更となる部分につきましては、1枚めくっていただきまして、新旧対照表がございますが、下線の表示の箇所となります。第20条第1項第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が現行の28万5000円から29万円に引き上げられます。

次に、最後のページの第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗する金額が現行の52万円から53万5000円に引き上げられるものでございます。

繰り返しになりますが、今回の改正におきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） これは条例が変わったってということで、法令に基づいてやってと思う。まずその法令の方の処理がなぜ今回だけということになったのか。それから、住民にどういう影響があるか。現在、対象はどれぐらいあってどれぐらいの……。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず今回のこの改正理由につきましては、物価の高騰などを踏まえたものであるというものが国の方からの連絡でございます。

そして次に、軽減世帯の関係でございますが、この改正に伴いまして、5割軽減が4世帯

の増加、2割軽減世帯が2世帯の増加となっております。そして、これに伴います関係で、5割軽減のところにおきましては、金額の方が19万円の減額と、それから2割軽減が4万円の減額ということで、減少額が出ております。

なお、この減少した部分につきましては、国の方からの補填がありますので、そちらの方で補填をされるということでございます。

○議長（深澤 守君） 他にございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第18 議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（深澤 守君） 日程第18、議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第2

号) についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第2号）について  
でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正  
予算（第2号）についてご説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万2000  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5388万9000円とするものです。第  
2項、歳入歳出の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予  
算の金額は第1表でご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算の補正額になります。まず歳入からご説明いたします。款・項・補  
正額の順に読み上げます。14款国庫支出金、2項国庫補助金345万2000円、歳入合計補正前  
の額395万43万7000円、345万2000円、39億5388万9000円でございます。

続きまして3ページ、歳出になります。

同じく款・項・補正額の順に読み上げます。3款民生費、2項児童福祉費、345万2000円、  
支出合計、補正前の額39億5043万7000円、345万2000円、39億5388万9000円でございます。

続きまして、補正額の財源内訳についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は345万2000円ですが、こちらの財源につきましては、国県支  
出金345万2000円となります。

それでは、歳入歳出の事業についてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。9ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉  
費7億。子育て世帯生活支援特別給付金事業345万2000円ですが、低所得の子育て世帯に対  
する子育て世帯生活支援特別給付事業となります。食費等の物価高騰に直面し、影響を特に  
受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生

活の支援を行うものになります。支給対象者は児童手当または特別児童手当・扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。直近で収入が減少した世帯となります。

18節の負担金補助及び交付金の300万円の給付額は、児童1人当たり一律5万円となり、60人と想定をしております。今回の支給は、家庭へ家計急変と新規以外はプッシュ型となり、申請が必要ありません。対象者へは案内通知と回覧により制度の周知を行います。6月には周知して支給したいと考えております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをご覧ください。今回の事業はすべて国庫支出金で賄われます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節児童福祉費国庫補助金345万円は、給付金分が300万円。システム改修や、郵便代、消耗品などの事務費分に対する補助が45万2000円となります。

簡単ですが説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 9ページのところでございますが、先ほど、子育て世帯生活支援特別給付金の内容についてご説明がありました。その中で、プッシュ型はもちろんわかっている方でありますので、それはいいと思いますが、家計急変世帯という説明がありました。その中で、直近で収入減という説明だったと思いますけれども、この収入減というのが、基準があるかどうかということと、もう一つはそういった周知方法ですね。なるべくそういった方を漏らさないようにという中で、周知方法をどういうふうに考えているか、この2点について伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） そちらのですね、家計急変世帯におきましては、課税世代でありましたけれども、非課税世帯等になった方が対象になりますけれども、任意の1ヶ月の収入を出していただきまして、非課税世帯相当になるかを判断するというものでございます。1ヶ月を出していただきまして、それを12ヶ月、1年間に換算した場合のところで、非課税世帯になるかというのを判断をさせていただくというものでございます。なお、こちらにつきましては、先ほど予算の説明でありましたように、プッシュ型につきましては直接通知を

差し上げまして、それ以外の方につきましては、回覧等で周知をするというものでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ありがとうございます。

今収入、1ヶ月の収入が減ということでありましたけども、その1ヶ月ということは、直近ですか。それとも、どこかの月でいいのかどうかとかっていうことはありますか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 今国の方からですね、基準日等のあれが連絡が本当に直前になってこないとわからないんですが、先週のあれの時点でいきますと令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方が対象ということで連絡が来ております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

田中君。

○5番（田中道源君） 同じく9ページでちょっと質問させていただきたいと思います。

先ほど説明の中で60名ほどが対象だということでございましたが、世帯数で言うと何世帯ぐらいになるのかとていうことを教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず、令和4年度にこれと同様の制度の関係で支出をしております。その時には、児童数が44名、世帯数でいきますと23世帯ということになっております。今後、やはり家計急変、それから転入者、それから新たな対象になる方を含めまして、およそ60名と見込んでいるものでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 30世帯ぐらいになるんでしょうかね。

それは正確でないにしても、そうすると、送ったりとか、手続きするにあたって、通常の業務にこれに関する時間ってというのはどのくらい見込んでるんでしょうかね。これに対する仕事時間といたしますか。お願いします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 令和4年度の支給対象者はいらっしゃるんですけども、その方々はすぐにわかるわけですが、やはりその方々に対して、また提出された方もいらっしゃると思いますので、そういったところの調査であるとか、それからシステムの方の改修、こちらの方もまた発注をいたしましてしなければならぬと、そして回覧等作成、それから個人宛

の通知、要綱改正、そういったものがございますので、一応時間外といたしまして、こちらの方に計上させていただいておりますが、時間外の方が1日3時間といたしまして、一応15日程度、45時間ってことで想定をしておるものでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） わかりました。

45時間ぐらいの業務量というふうに伺いました。電算システムの改修業務委託で、今回も33万計上されてるわけですけども、300万円の支給に対して33万円こうやってかかってくるって結構な割合だなんて思います。なので、この電算システムに関して、結構お金かかってくるよねっていう話は、以前からもあったことかなと思ひまして、何かもう少しコストが下がるような、手段というのを検討していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） やっぱどうしてもこの電算関係のシステム改修というのがどうしてもお金がかかってきます。ただ、やはり正確性を期すということで、そちらの方の基準等ですね、拾い上げ、そういったものもやはり必要になってくるかと思ひますので、その点で、こちらの方の改修を行うというものでございます。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は、議案第40号に賛成いたします。

本補正予算は、国の制度による子育て世帯生活支援特別給付金であり、説明のありました物価高騰などで家計に影響を受けている世帯を支援するものであり、当局には、少しでも早

くこの対象世帯に給付金が届くように、また、家計急変世帯を極力漏らさないようお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（深澤 守君） これより議案第40号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第2号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前12時08分

再開 午前12時08分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第19、常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

◎日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、議会規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました次回議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前12時10分

再開 午前12時12分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎閉会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年松崎町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前12時12分）

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員